

# 令和元年 第10回全員協議会会議録

令和元年11月28日 議員控室

## ○事 件

町長報告事項

(1) 延滞金の徴収について(財務課)

報告事項

(1) 八雲町の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について

(2) 令和2年度議会費予算について

## ○出席議員(14名)

議長 能登谷 正 人 君  
関 口 正 博 君  
横 田 喜世志 君  
大久保 建 一 君  
三 澤 公 雄 君  
牧 野 仁 君  
宮 本 雅 晴 君

副議長 黒 島 竹 満 君  
佐 藤 智 子 君  
斎 藤 實 君  
赤 井 睦 美 君  
田 中 裕 君  
安 藤 辰 行 君  
千 葉 隆 君

## ○欠席議員(0名)

## ○出席説明員(7名)

町長 岩 村 克 詔 君  
副町長 萬 谷 俊 美 君  
財務課長 川 崎 芳 則 君  
納税係長 宮 沢 孝 行 君

副町長 吉 田 邦 夫 君  
総務課長 三 澤 聡 君  
財務課長補佐 長谷川 信 義 君

## ○出席事務局職員

事務局長 井 口 貴 光 君  
庶務係長 松 田 力 君

事務局次長 成 田 真 介 君

〔 開会 午前 10 時 26 分 〕

【財務課職員入室】

◎ 開会・議長挨拶

○議長（能登谷正人君） それでは、臨時会に引き続き、全員協議会を開会させていただきます。議長挨拶は割愛させてもらって、さっそく町長報告の事項に入らせてもらいます。

◎ 町長報告事項

○議長（能登谷正人君） 一つ目の延滞金の徴収について、財務課の方からお願いいたします。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） よろしく申し上げます。この度報告いたします事項につきましては、先月、北海道新聞におきまして、近隣の自治体が報道されておりましたが、町税等に係る延滞金徴収についての当町の現状と、今後の方向性についてでございます。町税等につきましては、納期限までに納めていただくことが大原則でございますが、期限内に納付されない場合、納付されている方との公平性を保つ観点から、延滞金徴収が規定されておりますが、当町におきましては、一部を除き延滞金の徴収を行っていないのが現状であります。現在は督促状一通につき、督促手数料 100 円を徴収しているのが現状であり、報道される以前から延滞金徴収に向け、内部協議を進めていたところでございます。

詳細につきましては、納税係長から説明をさせていただきます。

○納税係長（宮沢孝行君） 議長。納税係長。

○議長（能登谷正人君） はい。係長。

○納税係長（宮沢孝行君） お配りしています資料ですが、まずは A4 サイズの 1 枚ものの資料に沿ってご説明させていただき、この項目 5 番目の「延滞金の割合」の部分で 3 枚つづりの別紙 1 によりご説明させていただきたいと思います。

それでは、制度の概要について、ご説明いたします。先程、財務課長からも説明がありましたとおり、延滞金は納期限内に納付された方と納付されない方との公平性を確保するために定められているものであり、本税の他にさらに金銭での支払いを求めるものであり、納期限までに納付しなかったことに対する、ある種のペナルティ的な側面を持ち合わせているものであります。

次に、根拠法令であります。税や税外の公債権につきましては、個別の法律またはその法律を受けた条例で規定されております。例えば、税の場合には、地方税法で税目ごとに規定され、さらに町税条例においても税目ごとに規定しております。一方、私債権におきましては、遅延損害金の規定を契約に明記のうえ徴収することとなりますが、明記のない場合は、民法第 404 条の規定により年 5 % として徴収することが可能となっております。

それでは、当町の現状をご説明させていただきます。納期限から 20 日以内に督促状を発しており、現行におきましては 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収しております。この督

促手数料が延滞金とされている納税者の方も多く見受けられているのが実情でございます。一方、延滞金につきましては、次の2つのケースの場合にのみ徴収しております。

まず一つ目についてですが、滞納案件のうち、再三の督促や催告に応じない案件や滞納額が累増している案件、困難案件などについて、年間35件を渡島・檜山地方税滞納整理機構へ移管しておりますが、その移管した案件のうち、自主納付や差押えによって、本税が完納した案件について徴収をしております。二つ目についてですが、裁判所に対して申立てられた破産事件や不動産競売事件に対して、交付要求を行ったのち、配当を受けることとなった場合であります。このことから、当町の延滞金の徴収状況につきましては、いわゆる完全徴収ではなく、一部徴収というのが実状であります。

次に、他の自治体の状況であります。渡島管内で完全徴収を実施しているのは、七飯町、知内町、鹿部町の3町であり、檜山管内では、江差町、上ノ国町の2町となっております。

また、道内における状況であります。全179市町村のうち75市町村が完全徴収しており、全体に占める割合としては、41.90%となっております。以前は30%程度であったことを考えると、徐々に増加傾向にあるといえます。国保や介護など各種事務監査におきまして、延滞金を徴収するよう常に指導があり、そのようなことから完全徴収に踏み切る自治体が増えてきているのではないかと思います。逆に、延滞金の完全徴収に至っていなかった理由として考えられるのは、国民健康保険税でいいますと、国保会計の運営状況を点数化して、その点数に応じて交付金を交付する「保険者努力支援制度」により、現年度分や滞納繰越分の収納率により点数配分が変わってくるため、交付金に影響が生じることとなります。すなわち収納率が低下すれば財政面でのペナルティを受けることとなります。

また、後期高齢者医療保険料でいいますと、財政面でのペナルティはありませんが、被保険者数の区分に応じた目標収納率が設定され、その目標収納率を1%以上下回った場合には、収納対策の支援対象となります。この対象となりますと、定期的な調査に対する報告の義務化や滞納整理に関する取組みをなかば義務付けられることとなり、滞納整理事務が煩雑となります。このような背景から、少しでも本税の収納率を上げたい、または維持したいという考えが多くの自治体にあり、延滞金を徴収することよりも、まずは本税部分を確実に徴収することを優先してきた背景があると考えられますし、当町においても、同様であったと認識しております。

次に、延滞金の割合であります。納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%の割合、1月を経過した日以降は、年14.6%の割合で計算するのが原則ですが、年ごとに原則よりも低率の特例割合が定められており、令和元年中の割合でいえば、納期限の翌日から1月を経過する日までは、原則年7.3%のところを年2.6%で、1月を経過した日以降は、原則年14.6%のところを年8.9%で計算することとされています。

それでは、どのくらいの税金を、どのくらいの期間滞納すると、どのくらいの延滞金が発生するのか、イメージを持っていただくために、具体例を挙げて、ご説明させていただきたいと思います。別紙1をご覧ください。別紙1には、AからCまでの3パターンの事例をご用意しております。この事例は、実際に税金を滞納されている方の税額や延滞金年度税目等の記載をしております。名前の部分はA、B、Cというかたちで記載をさせていただいておりますが、まず、Aのパターンであります。このケースは平成28年度の国民健康保険税、平成29年度の町道民税、平成30年度の固定資産税を3年間滞納されている事例でありま

す。この場合令和元年 11 月 28 日、今日この方が一括納付をされるという申し出があった場合の事例として、現行の本税と督促手数料のみを徴収する場合には、79 万 1,100 円を納付していただくこととなりますが、延滞金の完全徴収を実施することとなった場合には、督促手数料については徴収しないこととしますので、本税と延滞金を合わせますと、94 万 5,100 円納付していただくこととなり、延滞金を徴収することによって、15 万 4 千円の負担増となることがあります。これまでですと延滞金を徴収しておりませんので、この方が本税部分と督促手数料部分を納付した場合、次の年度、現年度分の本税部分の納付に充てられるはずの 15 万 5,400 円が延滞金を徴収することによって、先に延滞金の方に納付していただくこととなり、その後現年度分の本税部分を納税していただくというかたちになります。次に、1 枚おめくりいただいて、B のパターンになります。このケースの場合は滞納繰越分の滞納はなく現年度分のみの滞納という状況になります。令和元年度、町道民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を滞納されている事例であります。この事例につきましては、一番古いもので令和元年 7 月 1 日の納期限分から滞納されているとおり、先ほどのパターン A と同じとおり、今日一括納付をされる場合は、現行での納付になりますと、本税部分と督促手数料の合わせた 78 万 7,500 円を納付していただくこととなりますが、延滞金の完全徴収を実施した場合には、本税と延滞金を合わせて 79 万 5,700 円を納付していただくこととなり、8,200 円の負担増となることが考えられます。先ほどのパターン A と比較しますと、基幹的には短いということになりますが、延滞金の欄をご覧くださいと、発生しているものと、0 という記載になっているものがあると思います。この 0 につきましては、延滞金の計算はスタートしておりますが、延滞金の計算をした結果、1,000 円に満たないため、全額切り捨てるものであります。次に 1 枚おめくりいただいて、パターン C でございます。このケースにつきましては、滞納繰越分の滞納がなく、令和元年度の町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を対応されている事例であります。このケースは、軽自動車税の納期限が令和元年 5 月 31 日でありますので、一番古いもので約半年滞納をしている事例であります。この方が今日一括納付をされる場合には、現行でいきますと、本税と督促手数料の納付で済みますので、7 万 8 千円の納付となります。延滞金の完全徴収を実施した場合ですが、このケースの場合、延滞金の計算をしても 1,000 円未満のため、全額切り捨てられており、督促手数料を徴収している場合と比較をすると、本税部分の納付だけで済むという逆転現象が生じる事例があります。このようなケースが延滞金の完全徴収を実施した場合に想定をされる事例であります。このように税額が大きくなればなるほど、そして納付が納期限が過ぎてから長期間経過すればするほど延滞金が多く発生するということとなります。なお、延滞金を計算する際には、元となる本税部分が 2,000 円未満の場合は延滞金は発生をしません。また、延滞金を計算した結果、1,000 円未満の場合は、先ほどご説明したとおり全額が切り捨てられるため、0 円ということになります。

それでは、先ほどの資料に戻りまして、引き続きご説明をさせていただきたいと思います。6 番目の延滞金の徴収に係る課題についてであります。一つ目の課題ですが、例えば保育料や下水道使用料などの強制徴収公債権や、集落排水施設使用料などの非強制徴収公債権、水道料金や町営住宅使用料などの私債権においても、それぞれ延滞金や遅延損害金として徴収するかどうかという検討が必要になってまいります。納期限までに納付された方とそうでない方との公平性という問題のほかに、町の債権全体で考えた場合、税は延滞金を徴収さ

れるのに、下水道使用料では延滞金を徴収されないといった場合など、債権間における公平性をどう確保するかという問題も存在します。そのような点を踏まえまして、税外の債権に関しましても、慎重に検討を進める必要があると考えています。

二つ目の課題です。現在の収納管理を行うシステムでは、基本的に延滞金の完全徴収に対応した形にはなっておらず、滞納管理システムとの情報連携の点からも、システム改修に係る費用が発生をいたします。

三つ目の課題であります。現在の税条例においては、延滞金を徴収することが規定されているため、新たにその旨を規定する必要はありませんが、完全徴収することとなった場合には、督促状を発付することに変わりはありませんが、1通につき100円という督促手数料は徴収しないことを想定しており、現行条例において規定している督促手数料を廃止する条例改正が必要となります。また、災害や法人休止など一定の状況下において、延滞金の納付が困難な場合に対応するための減免規定を整備する必要があります。納税者の方からも、ただ払えないという主張のみで減免するのでは公平性を確保することにはなりませんので、申請に基づき、その状況を客観的に判断できる資料等を添付していただくなどの必要があると考えます。減免規定の整備にあたっては、すでに延滞金を完全徴収している自治体などの事例を参考に、どのような場合に減免の対象とするのかなど適用範囲について慎重に検討していく必要があると考えております。

最後に、完全徴収の実施時期についてであります。現在、令和3年度予算において、システム改修費用の予算を計上させていただき、令和4年度からの完全徴収、具体的には、令和4年4月1日以降に納期限が到来する税から延滞金の徴収対象とするよう想定しております。完全徴収の実施という方向性に至った経緯につきましては、昨今、近隣自治体における延滞金に関して新聞報道がなされたところではありますが、その報道前から当町におきましても検討を進めてきたところでもあります。例えば、一般会計における現年度分及び滞納繰越分の未納額の合計が、収納率が一番低かった平成21年度の3億5,100万円から平成30年度には1億3,100万円まで減少し、約2億2千万円の圧縮を図られました。さらに収納率では83.54%から93.70%まで上昇し、10.24%の増という状況となり、徹底した財産調査や督促及び催告後の早期差押着手などによる収納対策の成果が一定程度表れてきております。このような状況を踏まえ、公平性の確保とともに、更なる収納対策の強化という意味においても、延滞金の完全徴収を実施することについて、議員の皆様方に方向性をご説明させていただくこととなりました。

開始時期について、なぜ令和4年度からなのかという点につきましては、先程ご説明させていただきました様々な課題の検討もありますが、一定期間余裕を持ったかたちで、納税者の方へ十分な周知を図ることにより、自主的な滞納解消に努めていただく期間を確保し、町としてもより一層滞納処分の強化を図った状態で、延滞金の完全徴収を開始したいと考えております。延滞金の徴収についての説明は、以上となりますが、当町における現状と今後の方向性につきまして、議員各位のご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（能登谷正人君） ただいま、財務課の方から延滞金の徴収についていろいろ出ましたが、何かご質問がありましたら。ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） このとおりでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（能登谷正人君） それでは、頑張って徴収に励んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 【財務課職員退室】

#### ◎ 報告事項

○議長（能登谷正人君） それでは、大変疲れているところ申し訳ありませんが、全協で報告事項ということで、各議運等々でいろいろなことを決めていただいたことをあわせまして、報告をさせていただきます。1 番の八雲町の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例についてということで、議運の委員長さんの方からお願いします。

○14 番（千葉 隆君） 議運の方でお手元に配付のとおり決定されましたけども、一部賛同を得られない部分もありますので、その部分については本会議でお願いしたいということで、詳細につきましては、事務局よりご説明お願いいたします。

○議会事務局係長（松田 力君） それでは、私の方から期末手当の見直しについて、そしてそれに伴った条例改正についてご説明をしたいと思います。

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例についてと記載された資料をご覧くださいと思います。まず 1 番の町長等の期末手当の見直しについてでございますが、8 月の人事院勧告におきまして、国家公務員のボーナスを 4.45 月から 4.50 月に引き上げる勧告が出されたことによりまして、町職員の給与も勧告に準拠した措置をとる予定で、第 4 回定例会で条例改正を予定しているところでございます。また、町長等の期末手当についても、同様に引き上げる予定をしています。そこで、2 番の議員の期末手当の見直しについてというところですが、11 月 26 日開催の議会運営委員会で、協議を行いまして、今委員長からお話がありましており、様々な意見等出されましたが、特別職の期末手当の支給率改正と同様に議員の支給率も改正することを決定しまして、委員会からその条例改正案を提出することとしてございます。実際の数字の部分ですけれども、2 番の（1）現行の期末手当ですが、こちらについては町長とそして議員につきまして、どちらも同様に 6 月が 2.225 月、12 月が 2.225 月の年間で 4.45 月の支給月額となっておりますが、（2）町長等の期末手当の改正案のとおり、6 月が 2.225 月、そして 12 月を引き上げ分の 0.05 月加算した 2.275 月として、年間 4.50 月とするものでございます。こちらは今年度において既に 6 月期末手当は支給をされているために、12 月期に特例として引き上げ分の 0.05 月分を増とするものでございます。そこで（3）の議員の期末手当の見直しについてというところですが、町長等の期末手当の改正案同様に、12 月の支給月額を 0.05 月増として 2.275 月にし、年間で 4.50 月とするものでございます。この 4.50 月に引き上げることによりまして、年額で 16 万 7,000 円の増額となりまして、こちらについては議会費の補正の対応が必要となります。ですので、12 月定例会中の補正予算内に議会費の補正も計上しているところでございます。

条例改正案についてですが、1 枚めくっていただいでですね、新旧対照表をつけておりますけども、まず、第 1 条についてですけども、こちらは令和元年 12 月 1 日適用分というこ

とでして、今年、今年度の12月の手当を100分の222.5から100分の227.5に0.05月増加しようとするものでございます。第2条につきましては、こちらでも特別職と同様になりますが、第1条で12月分を0.05月増としたものを、来年度の令和2年度からは、6月と12月それぞれ同じ月数に振り分けて調整支給しようとするための改正でございまして、ともに100分の225月に改正するものでございます。こちらについては年間期末手当の支給割合というものには変更することではございません。最後に附則といたしまして、こちらの条例につきましては、公布の日から施行するものといたします。ただし、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行するとしてございます。最後に第3項につきましては、期末手当の内払いということで、改正前の条例の規定に基づいて支払った期末手当の額につきましては、変更後期末手当の内払いと見なすことにしておりまして、その差額分につきましては、12月末に遡及というかたちで支給することを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、こちらの発委の条例改正につきましては、先ほどお話しをしたように、一般会計の補正と絡むことから、12月定例会初日の12月9日に議案として提出予定でありますので、皆様に議案配布するときにですね、一緒に同封して送付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（能登谷正人君） はい。説明が終わりましたが何かありますか。事務の関係ですので、なにも質疑応答なくそのまま受け入れたいんですけど、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○議長（能登谷正人君） それでは、このようにさせていただきます。そのほかは12月になにかありましたら、よろしくお願いいたします。定例会で。次に、令和2年度の議会費の予算についてこれも案で。これは事務局の方で説明させていただきます。

○議会事務局係長（松田 力君） それでは、令和2年度の議会費予算についてということで、資料ご覧いただきたいと思います。令和2年度に向けた議会費の予算要求を行いましたので、その中身についてだけ報告をさせていただきます。最下段の合計金額ですけども、令和2年度の予算要求額につきましては、7,111万9千円としておりまして、昨年平成31年の当初予算額に対しまして、12万2千円の減額の要求をしてございます。

大きく変更をした2点について、ご説明させていただきます。まず、8節の旅費についてですが、費用弁償で計上しております、道外視察の研修費を減して要求してございます。こちらは平成31年、令和元年度の予算から3か年で時限的に計上しております、まちづくりや新幹線延伸に向けて他自治体の地域発展に寄与する特徴的な取り組み事案の視察につきまして、一人20万円の予算を見ておりましたが、令和2年度以降にいたしましては、行程2泊3日と想定しまして、そして2泊3日で行動できる範囲ということで、東京以北を想定し、一人15万円の予算を要求したということで、昨年の比べますと、一人当たり5万円の減額となりまして、全体でいくと53万1千円、費用弁償の減額の要求をいたしました。もう一つ、11節役務費その他のところでございますけれども、議員研修会ですね、講演料を新たに予算要求を出しておりますこちらにつきましては、あらゆる知見を広げてですね、議員の資質向上といったことを目的とした研修会を開催予定といたしまして、東京方面から専門家を招へいして講演を行うと。そしてその旅費見合い分を含めた講演料を、予算要求をいたしております。こちらについては20万円ということで考えて予算要求しています。

こちらは現在予算要求をした内容になっておりますので、これから町の方で精査を行ったうえで議会費の予算がこれからあげられると思いますけども、まず、来年度に向けた予算要求をこういった内容で行ったということで、ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 来年度の議会費の予算の案が出ましたけども、どうでしょうか皆さん。増えたもの、減ったもの、2点ありますけども、皆さんの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○5番（斎藤 實君） いいんじゃないですか。

○議長（能登谷正人君） いいですか。減額になったんですけども、これで良しとしてよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○議長（能登谷正人君） それでは、令和2年度は、大体この予算で足が出ないようにできるだけ。公金ですから、きちんとした考え方でよろしくお願いいたします。

○14番（千葉 隆君） 議長、一点だけ。

○議長（能登谷正人君） はい。委員長。

○14番（千葉 隆君） あの、先日の議会運営員会で、これまで議会改革ということで議論していました、議員報酬の関係なんですけども、議員報酬の上げる下げるではなくて、根本的に今の議員報酬の、なぜ今の金額なのかという根拠がなかったということで、しっかりと根拠性をもって今の議員報酬、あるいは議長副議長、あるいは常任委員長の金額も含めてですね、議論をしまして、ある一定の案を作っております。それで、この12月開催の定例会中の全員協議会で最終決定したいと思いますので、各会派から議運のメンバーになっておりますので、内容についてはメンバーの方から皆さん事前に情報をいただいてですね、最終的には12月中の全協の中で決定をします。そうしなければ次の日程で議会の基本条例で住民の意見を聞かなければならないというふうになっておりますので、そういった関係を含めてですね、12月の定例会で意思統一をしたいということで、ご確認していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） はい。ありがとうございます。しっかりした考え方で皆さん。ほかの町村もおそらく手本にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## ◎ その他

○議長（能登谷正人君） その他ということで、皆さんの方から何かありませんか。事務局の方からは。

○議会事務局長（井口貴光君） はい。

○議長（能登谷正人君） 局長。

○議会事務局長（井口貴光君） 事務局からその他ということで、一点ご報告をさせていただきます。本日ですね、お手元に庁舎建設に係る町民アンケートというものをお配りしております。それで、定例会の会期中に特別委員会の開催を予定しておりまして、その際にアンケートの結果をお配りすることだったのですが、事前にお配りしてですね、内容を確認していただいて、当日は内容の説明を省略させていただきたいという趣旨でございますので、内容等のご確認をよろしくお願いいたします。開催日についてはですね、議運

決定後に皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ◎ 閉 会

○議長（能登谷正人君） それでは、以上を持ちまして、全協を終わらせてもらいます。  
ご苦労様でした。

[ 閉会 午前11時01分 ]